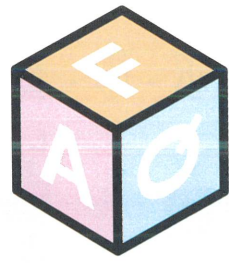


～よくあるご質問～



Q1 入学準備補助金は、保護者に直接支給されるのですか？

A1 入学準備補助金は、保護者に直接支給します。

その他の学校教材費などは、保護者の同意に基づき、学校徴収金（児童費・生徒費会計）に充てますので保護者への支給はありません。

ただし、認定結果の通知前にお支払いいただいた金額は、認定後にお返しします。

Q2 就学援助を受けていることを他の家庭に知られませんか？

A2 審査結果の通知は、教育委員会から申請書に記載いただいた住所宛てに保護者の方へ郵送します。申請書を提出したこと、認定や受給についても他の人に知られないよう十分配慮しております。

Q3 「きょうだい」がいますが、申請はそれぞれに必要ですか？

A3 小学校・中学校など、「きょうだい」が別の学校に通学される場合、通学される学校ごとに申請が必要です。

Q4 昨年の収入は多かったのですが、今は失業中で困っています。どうしたらいいですか？

A4 原則、令和6年中の所得で審査しますが、主たる生計維持者が失業（自己都合は除く）や傷病などにより収入が減少した場合は、令和7年中の見込所得により審査することができます。詳細については、学校または下記のお問合せ先までご相談ください。

【お問合せ先】

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）

電話 06-6115-7653 ファックス 06-6115-8170